

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
◎告示(民生委員定数の定め及び告示の廃止)の一部改正(保健福祉課)	1
○道路の区域決定(道路課)	1
○道路の区域変更(3件)(〃)	1
○公有水面の埋立ての免許の出願の変更(港湾課)	2
公 告	
○高知県功労者の表彰(総務企画課)	3
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	3
高知県教育委員会訓令	
◎高知県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令	6
正 誤	
◎正誤(平17・4・15付け 目次ほか)	7

告 示

高知県告示第710号

平成16年11月高知県告示第663号(民生委員定数の定め及び告示の廃止)の一部を次のように改正し、平成19年12月1日から施行する。

平成19年11月6日

高知県知事 橋本 大二郎

表を次のように改める。

区 域	定数				
室戸市	80	田野町	12	中土佐町	38
安芸市	78	安田町	15	佐川町	48
南国市	128	北川村	13	越知町	32
土佐市	84	馬路村	10	檮原町	14
須崎市	74	芸西村	18	日高村	22

宿毛市	71	本山町	26	津野町	27
土佐清水市	72	大豊町	52	四万十町	102
四万十市	142	土佐町	30	大月町	29
香南市	109	大川村	8	三原村	14
香美市	128	いの町	100	黒潮町	51
東洋町	17	春野町	49	合 計	1,762
奈半利町	13	仁淀川町	56		

高知県告示第711号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、平成19年11月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月6日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 影野インター
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町影野字藪ヶ谷山716番7から	8.4	393
高岡郡四万十町影野字岡屋敷544番3まで	49.0	

高知県告示第712号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年11月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月6日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 194号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町戸中宇ツヅラクロタキ67番1	前	6.6 ∩ 40.0	535
	後	A	11.0 ∩ 20.0
B		11.0 ∩ 48.0	530
吾川郡いの町戸中宇ツヅラクロタキ67番1	前	7.4 ∩ 54.0	300
	後	A	7.4 ∩ 41.0
B		12.0 ∩ 52.0	280

高知県告示第713号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年11月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月6日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知南環状
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町字ウズノ西4356番1地先から	前	4.6 ∩	699

吾川郡いの町字草井谷6851番42まで			40.8	
吾川郡いの町字ウズノ西4356番1地先から吾川郡いの町字堂ヶ谷4643番1まで	後	A	4.6	504
			16.5	
吾川郡いの町字ウズノ西4356番1地先から吾川郡いの町字草井谷6851番42まで	後	B	9.8	752
			61.4	

高知県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年11月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月6日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町大井川字水神谷2384番95から高岡郡四万十町大井川字水神谷2384番104まで	前	4.0 }	240
	後	6.5 }	
		42.0	240

高知県告示第715号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により免許の出願があり、同法第3条第1項の規定により平成19年5月高知県告示第349号（公有水面の埋立ての免許の出願）でその要領を告示した公有水面の埋立てについて、出願内容の変更申請があったので、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間高知県土木部港湾課及び高知県幡多土木事務所に備え置

いて公衆の縦覧に供する。

平成19年11月6日

上川口港港湾管理者 高知県

代表者 知事 橋本 大二郎

- 1 公有水面埋立免許出願者の住所及び氏名又は名称
幡多郡黒潮町入野2019番地1
黒潮町（黒潮町長 下村 正直）
- 2 変更後の埋立区域

(1) 位置

幡多郡黒潮町上川口字西原屋敷781番口及び字船倉784番口地先の公有水面

(2) 区域

次の1の地点から7の地点までを順次に直線で結んだ線、7の地点から185度00分17秒17.90メートルの地点を中心とする半径17.90メートルの円周で7の地点と8の地点とを結ぶ北側の円弧、8の地点から10の地点までを順次に直線で結んだ線、10の地点から330度42.10メートルの地点を中心とする半径42.10メートルの円周で10の地点と11の地点とを結ぶ南側の円弧、11の地点から210度20.90メートルの地点を中心とする半径20.90メートルの円周で11の地点と12の地点とを結ぶ北側の円弧、12の地点から15の地点までを順次に直線で結んだ線、15の地点から17の地点までを順次に結ぶ平成18年の秋分の日満潮位（DLプラス2.30メートル）における公有水面と防波堤（I）との境界線、17の地点と18の地点とを結ぶ平成18年の秋分の日満潮位（DLプラス2.30メートル）における公有水面と陸地との境界線及び18の地点と1の地点とを結ぶ平成8年9月19日付け高知県指令8港第206号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（DLプラス2.05メートルにより決定）により囲まれた区域

- 1の地点 上川口灯台（北緯33度02分12秒・東経133度03分39秒）から303度23分14秒483.73メートルの地点
- 2の地点 1の地点から164度07分23秒7.27メートルの地点
- 3の地点 2の地点から275度00分00秒12.61メートルの地点
- 4の地点 3の地点から192度07分30秒1.65メートルの地点
- 5の地点 4の地点から275度00分00秒0.50メートルの地点
- 6の地点 5の地点から5度00分00秒5.75メートルの地点
- 7の地点 6の地点から275度00分00秒4.50メートルの地点
- 8の地点 7の地点から257度30分11秒10.77メートルの地点

- 9の地点 8の地点から248度31分51秒20.22メートルの地点
- 10の地点 9の地点から240度00分00秒30.00メートルの地点
- 11の地点 10の地点から270度00分30秒42.10メートルの地点
- 12の地点 11の地点から257度38分06秒28.17メートルの地点
- 13の地点 12の地点から210度36分44秒10.74メートルの地点
- 14の地点 13の地点から277度36分35秒2.40メートルの地点
- 15の地点 14の地点から289度22分10秒2.95メートルの地点
- 16の地点 15の地点から30度36分44秒100.93メートルの地点
- 17の地点 16の地点から30度42分35秒2.30メートルの地点
- 18の地点 17の地点から93度38分40秒85.45メートルの地点

(3) 変更後の面積

8,086.16平方メートル

- 3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

幡多郡黒潮町上川口字西原屋敷781番口、字船倉784番口並びに字鯨公園1768番2及び1768番3の地内並びに同地先の公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びAの地点とGの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 上川口灯台（北緯33度02分12秒・東経133度03分39秒）から308度59分10秒516.17メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から168度03分45秒134.00メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から246度04分47秒125.00メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から276度24分40秒97.00メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から17度59分55秒75.37メートルの地点
- Fの地点 Eの地点から30度37分23秒118.00メートルの地点
- Gの地点 Fの地点から60度33分51秒20.00メートルの地点

(3) 面積

27,619.72平方メートル
 4 埋立地の用途
 緑地及び護岸敷地
 5 変更申請年月日
 平成19年10月16日

公 告

高知県表彰規則(昭和31年高知県規則第51号)第2条の規定により、平成19年11月3日に高知県功労者を次のとおり表彰した。
 平成19年11月6日

高知県知事 橋本 大二郎

功績分野	氏名	住所
地方自治関係	佐 田 忠 孝	宿毛市平田町中山
農林業関係	大 原 儀 郎	吾川郡仁淀川町竹ノ谷
建設業関係	濱 田 吉 成	南国市岡豊町八幡
社会福祉関係	米 倉 益	室戸市佐喜浜町
同	曾 我 晃一郎	吾川郡いの町上八川
保健衛生関係	高 橋 重 臣	高知市土居町
同	畠 中 卓 士	高知市追手筋
同	友 永 泰 弘	高知市九反田
同	宮 井 千 恵	高知市一宮西町
環境保全関係	澤 田 佳 長	四万十市中村東町
災害防除関係	竹 中 浩	南国市国分
同	柳 瀬 正 文	吾川郡いの町柳瀬上分
公共福祉関係	島 内 瑞 枝	南国市物部
同	野 崎 英 明	高知市福井東町
特別県勢功労	森 脇 祐 幸	滋賀県大津市国分
同	河 野 矩 久	埼玉県さいたま市大宮区櫛引町
同	山 本 裕 久	大阪府大阪市天王寺区北山町

教育委員会規則

高知県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則をここに公布する。

平成19年11月6日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第22号

高知県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

高知県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成3年高知県教育委員会規則第12号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号。以下「法」という。)第1条に規定する公益信託(公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成4年政令第162号)第1条第2項の規定により高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が文部科学大臣の同条第1項に規定する権限に属する事務を行うこととされたものに限る。以下「公益信託」という。)の引受けの許可及び監督に関し必要な事項を定めるものとする。
 (引受けの許可の申請)

第2条 法第2条第1項の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 設定趣意書
- (2) 信託行為の内容を示す書類
- (3) 委託者となるべき者の履歴書
- (4) 受託者となるべき者の履歴書
- (5) 信託管理人を指定する場合にあっては、信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- (6) 運営委員会その他の当該公益信託を適正に運営するために必要な機関(以下「運営委員会等」という。)を設置する場合にあっては、その名称及び構成員の数を記載した書類並びにその構成員となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- (7) 財産目録
- (8) 預金、有価証券等の財産の権利及び価格を証する書類
- (9) 引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度の定めがない信託にあっては、引受け後2年間)の事業計画書及び収支予算書
- (10) その他教育委員会が特に必要と認める書類

2 前項第3号から第5号までの規定において委託者、受託者又は信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類を添付するものとする。
 (財産の移転の報告)

第3条 引受けを許可された受託者は、遅滞なく、前条第1項第7号の財産目録に記載の財産の移転を受け、その移転が終わった後1月以内に、これを証する登記所、銀行等の証明書類及び信託行為の謄本を添付して、その旨を教育委員会に報告しなければならない。
 (事業計画書等の届出)

第4条 受託者は、毎信託事務年度(信託行為に別段の定めがないときは、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるも

のとする。以下同じ。)開始前に、翌年度の事業計画書及び収支予算書を教育委員会に届け出なければならない。

(事業計画書等の変更の届出)

第5条 受託者は、第2条第1項第9号の事業計画書及び収支予算書又は前条の事業計画書及び収支予算書を変更したときは、遅滞なく、これらを教育委員会に届け出なければならない。

(事業報告)

第6条 受託者は、毎信託事務年度終了後3月以内に、その年度末現在の財産目録を添付して、その年度における次に掲げる事項を教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 事業の状況
- (2) 収支決算

(公告)

第7条 受託者は、前条の事業報告をした後、遅滞なく、前信託事務年度の事業及び財産の状況を公告しなければならない。
 (信託の変更に係る書類の提出)

第8条 受託者は、法第5条第1項の特別の事情が生じたとき認めるときは、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする事由を記載した書類
- (2) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容に係るものである場合にあっては、同項各号の書類に変更後の事業計画書及び収支予算書を添付しなければならない。
 (信託の変更の許可の申請)

第9条 受託者は、法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする事由を記載した書類
- (2) 信託の変更をする根拠となる信託法(平成18年法律第108号)の規定(同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類
- (3) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容に係るものである場合にあっては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付しなければならない。
 (信託の併合の許可の申請)

第10条 受託者は、法第6条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 信託の併合を必要とする事由を記載した書類
- (2) 信託の併合をする根拠となる信託法(同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類
- (3) 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧

<p>対照表</p> <p>(4) 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類</p> <p>2 第2条第1項第5号から第10号まで及び第2項の規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第1項第9号中「引受け」とあるのは、「信託の併合」と読み替えるものとする。 (吸収信託分割の許可の申請)</p> <p>第11条 受託者は、法第6条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1) 吸収信託分割を必要とする事由を記載した書類</p> <p>(2) 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類</p> <p>(3) 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表</p> <p>(4) 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類 (新規信託分割の許可の申請)</p> <p>第12条 受託者は、法第6条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1) 新規信託分割を必要とする事由を記載した書類</p> <p>(2) 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類</p> <p>(3) 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表</p> <p>(4) 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類</p> <p>2 第2条第1項第5号から第10号まで及び第2項の規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第1項第9号中「引受け」とあるのは、「新規信託分割」と読み替えるものとする。 (受託者の辞任の許可の申請)</p> <p>第13条 受託者は、法第7条の規定に基づき辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1) 辞任しようとする事由を記載した書類</p> <p>(2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類</p>	<p>(3) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類 (検査役の選任の申請)</p> <p>第14条 委託者又は信託管理人は、信託法第46条第1項及び法第8条の規定に基づき検査役の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1) 選任を請求する事由を記載した書類</p> <p>(2) 検査役の選任に関する意見を記載した書類 (受託者の解任の申請)</p> <p>第15条 委託者又は信託管理人は、信託法第58条第4項及び法第8条の規定に基づき受託者の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1) 解任を請求する事由を記載した書類</p> <p>(2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類 (新たな受託者の選任の申請)</p> <p>第16条 委託者、信託管理人又は運営委員会等の構成員(以下「利害関係人」という。)は、信託法第62条第4項及び法第8条の規定に基づき新たな受託者の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1) 受託者の任務の終了の事由を記載した書類</p> <p>(2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類</p> <p>(3) 新たな受託者となるべき者に係る第2条第1項第4号及び第2項に掲げる書類</p> <p>(4) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類 (信託財産管理命令の申請)</p> <p>第17条 利害関係人は、信託法第63条第1項及び法第8条の規定に基づき信託財産管理者による管理を命ずる処分(第2号において「信託財産管理命令」という。)を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1) 受託者の任務の終了の事由を記載した書類</p> <p>(2) 信託財産管理命令を請求する事由を記載した書類</p> <p>(3) 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類 (保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)</p> <p>第18条 信託財産管理者は、信託法第66条第4項及び法第8条の規定により信託法第66条第4項各号に掲げる行為(次項において「保存行為等」という。)の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1) 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類</p> <p>(2) 許可を受けようとする事由を記載した書類</p> <p>2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第</p>	<p>66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。 (信託財産管理者等の辞任の許可の申請)</p> <p>第19条 信託財産管理者は、信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定に基づき辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1) 辞任しようとする事由を記載した書類</p> <p>(2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類</p> <p>(3) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類</p> <p>2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定に基づき辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第3号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。 (信託財産管理者等の解任の申請)</p> <p>第20条 委託者又は信託管理人は、信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定に基づき信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1) 解任を請求する事由を記載した書類</p> <p>(2) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類</p> <p>2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定に基づき信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第2号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。 (信託財産法人管理命令の申請)</p> <p>第21条 利害関係人は、信託法第74条第2項及び法第8条の規定に基づき信託財産法人管理人による管理を命ずる処分(第2号において「信託財産法人管理命令」という。)を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1) 受託者の死亡の事実を記載した書類</p> <p>(2) 信託財産法人管理命令を請求する事由を記載した書類</p> <p>(3) 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類 (信託管理人の選任の申請)</p> <p>第22条 利害関係人は、信託法第123条第4項又は第258条第6項及び法第8条の規定に基づき信託管理人の選任を請求しようとする</p>
---	--	---

するときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 選任を請求する事由を記載した書類
- (2) 信託管理人となるべき者に係る第2条第1項第5号及び第2項に掲げる書類
(信託管理人の辞任の許可の申請)

第23条 信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定に基づき辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 辞任しようとする事由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類
(信託管理人の解任の申請)

第24条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定に基づき信託管理人の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 解任を請求する事由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類
(新たな信託管理人の選任の申請)

第25条 利害関係人は、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定に基づき新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 信託管理人の任務の終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人となるべき者に係る第2条第1項第5号及び第2項に掲げる書類
(信託の終了の申請)

第26条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第165条第1項及び法第8条の規定に基づき信託の終了を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 信託の終了を請求する事由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 残余財産の処分の見込みに関する書類
(諸届出)

第27条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 委託者が死亡したとき(委託者が法人である場合にあっては、解散したとき。)
- (2) 委託者又は受託者の氏名、職業又は住所に変更があったとき(委託者又は受託者が法人である場合にあっては、その

名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があったとき。)

- (3) 信託管理人の氏名、職業又は住所に変更があったとき(信託管理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があったとき。)
- (4) 信託管理人又は運営委員会等の構成員に変更があったとき。

2 前項第4号の規定による届出の場合(運営委員会等の構成員が再任である場合を除く。)にあっては、第2条第1項第5号及び第2項又は第1項第6号の書類を添付しなければならない。
(書類及び帳簿の備付け)

第28条 受託者は、その事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令の規定により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 信託行為及びこれに附属する書類
- (2) 受託者及び利害関係人の名簿及び履歴書(これらの者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類)
- (3) 運営委員会等の議事に関する書類
- (4) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 官公署往復書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿
(業務の監督)

第29条 教育委員会は、法第3条及び第4条第1項の規定により、受託者に対し、報告を求め、又は資料を提出させることができ、また、その職員に公益信託の業務の処理について実地に検査させることができる。

2 教育委員会は、前項の検査の結果、是正する必要があると認めるときは、法第4条第1項の規定により、受託者に対し、財産の供託その他必要な処分を命ずることができる。

3 教育委員会は、公益信託の監督上必要があると認めるときは、法第4条第1項の規定により、事業計画及び収支予算について変更を命じ、又は運営委員会等の設置を命ずることができる。

4 第1項の規定により、職員が実地検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
(公益信託の終了の報告等)

第30条 受託者は、信託が終了したときには、終了後1月以内に、信託の終了事由を記載した書類を教育委員会に提出しなければならない。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後1

月以内に、報告書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書
- (2) 信託の清算終了時における財産目録
- (3) 残余財産の処分に関する書類
(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、教育委員会の所管に属する公益信託に係る引受けの許可及び監督に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第11号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

高知県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年11月6日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会公印規程（平成15年3月高知県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 専用教育長印の項を次のように改める。

専用教育長印	(8)	方15	〃	高等学校課長	納入通知書、督促状、返納通知書等の刷り込み用
		方30	〃	〃	高知県高等学校等奨学金貸与決定通知書等の刷り込み用
		方30	〃	体育スポーツ課長	許可等用

附 則

この訓令は、平成19年11月6日から施行する。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤																				
平17・4・15	8740	目次	1	左 (10・11)	◎ <u>地方自治法第180条の2の規定に基づ く知事の権限に属する事務の委任</u>	◎ <u>地方自治法第180条の2の規定に基づ く知事の権限に属する事務</u>																				
平17・6・14	8756付録	目録	2	左 (30・31)	<u>地方自治法第180号の2の規定に基づく知 事の権限に属する事務の委任</u>	<u>地方自治法第180号の2の規定に基づく知 事の権限に属する事務</u>																				
平19・10・23	8988	○告 示	3	右 (25～38)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地名</th> <th>地番</th> <th>幅員 (メートル)</th> <th>延長 (メートル)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安芸市矢ノ丸一丁目</td> <td><u>1101番1</u></td> <td>5.70</td> <td>34.99</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考	安芸市矢ノ丸一丁目	<u>1101番1</u>	5.70	34.99		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地名</th> <th>地番</th> <th>幅員 (メートル)</th> <th>延長 (メートル)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安芸市矢ノ丸一丁目</td> <td>1101番 (ただし、 <u>次の図に示 す部分に限 る。)</u></td> <td>5.70</td> <td>34.99</td> <td>「次の図」 は、省略 し、高知 県土木部 建築指導 課に備え 置いて縦 覧に供す る。</td> </tr> </tbody> </table>	地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考	安芸市矢ノ丸一丁目	1101番 (ただし、 <u>次の図に示 す部分に限 る。)</u>	5.70	34.99	「次の図」 は、省略 し、高知 県土木部 建築指導 課に備え 置いて縦 覧に供す る。
					地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考																	
安芸市矢ノ丸一丁目	<u>1101番1</u>	5.70	34.99																							
地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考																						
安芸市矢ノ丸一丁目	1101番 (ただし、 <u>次の図に示 す部分に限 る。)</u>	5.70	34.99	「次の図」 は、省略 し、高知 県土木部 建築指導 課に備え 置いて縦 覧に供す る。																						